

日本福祉医療輸送機構 個人会員（準会員）規約

【はじめに】

個人会員（準会員）とは、一般社団法人日本福祉医療輸送機構（以下 J W M T O）の会員種別の一つです。J W M T Oでは全国の事業者が力を合わせて我々介護タクシーの業界環境の向上を目指しています。

正会員（複数の事業者が集まった団体）と違い、1事業者が所属の基本単位となるために若干の規約の違いがあります。個人会員（準会員）の方はこの規約を熟読し、遵守をお願いいたします。

【J W M T Oの個人会員（準会員）になるメリット】

- (1) J W M T Oが手続きを行う国や自治体の福祉車両購入補助金の交付を受けることができます（交付を受けるためには別途条件（誓約書など）があります）。
- (2) J W M T Oの下位団体である J W M T O共済センターに加盟（任意）をする事で、国の労働災害保険に加入する事が可能で、業務中の怪我等に対して保険金を受け取る事が可能になります。
- (3) 業務を実施する上で困っている事に対して、J W M T Oからの情報や提案、助言を受ける事ができます。
- (4) 事業を実施する上で疑問を感じる事について、J W M T Oにご意見や希望を上げていただき、それが法令等に関わる事で順当な内容であれば、調査や正式な手続きを経た後、行政への陳情を行います。
- (5) J W M T Oの実施する行事、研修会等へ優先的に参加できます。
- (6) 個人会員（準会員）の営業活動やその方法は、法令に反しない限り制限を受ける事はありません。

【J W M T O所属後について】

個人会員（準会員）制度は2026年10月1日から実施し、2027年9月30日までを試験運用期間としています。その間で個人会員（準会員）のご意見やご希望を吸い上げて制度の効果を分析し、2027年10月1日から、改めて正式な制度を実施する予定です。

（総 則）

第1条 本規約では、一般社団法人日本福祉医療輸送機構（以下、J W M T Oといいます。）の個人会員（準会員）規約を定めます。

（本部所在地）

第2条 J W M T Oの本部住所等、詳細は、定款に定めます。

(個人会員(準会員)の定義)

第3条 個人会員(準会員)とはJWMT Oの会員種別の一つであり、一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)を行う1個の個人事業主や法人とします。

(個人会員(準会員)になる方法)

第4条 JWMT Oの個人会員(準会員)になろうとする方は、JWMT Oの定款に定められた事項に賛同し、本規約の遵守事項に誓約した上で、所定の入会申し込書を提出し、理事会の承認を得ていただきます。

2. 募集した事業者の地域が JWMT O 社員(団体)の管轄地域に該当する場合は、JWMT O 社員(団体)への加入を勧めるものとする。

(会員資格の喪失)

第5条 個人会員(準会員)は次の各号に該当するときは、会員資格を失います。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被補佐人となったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 3ヶ月以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第6条 個人会員(準会員)は、退会届を理事会に提出し、任意に退会することができます。ただし、会費は未納分を含めて全納していただき、その会費の返納はありません。

(休 会)

第7条 今回の個人会員(準会員)制度は試験期間として2027年3月31日までを定めていますので、その間の休会制度はありません。

(除 名)

第8条 個人会員(準会員)が次の各号に該当する時は、理事会の決議により除名することができます。ただし、その個人会員(準会員)には弁明の機会があります。

- (1) 個人会員(準会員)としての義務に違反した行為があったとき
- (2) 逮捕等、除名すべき正当な理由があるとき
- (3) 個人会員(準会員)が除名された場合は、本会との提携関係先に除名したことを通知する場合があります。

(個人会員(準会員)の義務)

第9条 個人会員(準会員)は次の義務を守ってください。

- (1) 会費 年額 6,000 円の納入（既納の会費は返還致しません）
- (2) 会費は入会月の末日までに J W M T O の指定する方法で納めてください。
- (3) 車両の屋号表示、車両点検、個人情報保護等、各種法令等を厳守してください。
- (4) J W M T O の実施するアンケートにご協力ください。
- (5) J W M T O の名誉を毀損し、又は目的に反する行為は行わないでください。
- (6) 事業者同士のトラブルの誘発、誹謗中傷行為は行わないでください。
- (7) J W M T O の召集する会議へは原則的に参加をお願いいたします（リモート会議がほとんどです）。
- (8) J W M T O からの連絡の確認、返信の必要がある場合には必ず返信をお願いいたします。
- (9) 可能な限り J W M T O の指定する連絡手段（メールや Z O O M 等）の利用をお願いいたします。
- (10) J W M T O の他会員から問い合わせや業務の相談、依頼があった場合には、可能な範囲でご対応をお願いいたします。

（その他）

第 10 条 個人会員（準会員）が行う事業で事故が生じた際に、J W M T O は一切の責任を負わない事をご了承ください。

第 11 条 本規約に定めない事項については、J W M T O の理事会にご質問をお願いいたします。

（規約の変更）

第 12 条 本規約の変更方法については、定款で定めます。

（期 間）

第 13 条 本規約は 2026 年 10 月 1 日から 2027 年 9 月 30 日まで有効とし、2027 年 10 月 1 日から新たな規約を定める事を予定します。